



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1042	学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(果樹園芸課)..... 1
1043	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 3
1044	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路建設課)..... 3
1045	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 4
1046	〃	(〃)..... 4
1047	〃	(〃)..... 5

告 示

和歌山県告示第1042号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
平成30年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産温州みかん
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成30年9月18日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。

- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 青果物の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、青果物の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における和歌山県産温州みかんの販売量が、仕様書で定める調達予定数量と同等以上の数量であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合には、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））
 - イ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書
 - ウ 業務概要調書
 - エ 業務実績調書
 - オ 役員等に関する調書
 - カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票
 - ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - サ 2の（9）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し
 - シ 2の（10）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し
 - ス 使用印鑑届
- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者には、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまで及びスに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア、ウからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年9月18日（火）から同月28日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年9月18日（火）から同月25日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- (5) （4）の質問に対する回答は、平成30年9月27日（木）午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、その内容については、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00156103.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年9月18日（火）から同月28日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により平成30年9月28日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2903（直通）

ファクシミリ番号 073-441-2909

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を平成30年10月12日（金）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1043号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1044号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路建設課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市西小二里二丁目894番6地先から同市秋葉町56番3地先まで	1,009.00	上下線

和歌山県告示第1045号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

小松原1（Ⅰ-1427）、小松原3（Ⅱ-6044）、小松原5（Ⅱ-6196）、小松原6（Ⅱ-6197）、小松原7（Ⅱ-6198）、小松原8（Ⅱ-6199）、小松原4（Ⅱ-6045）、温川15（Ⅱ-6051）、温川16（Ⅱ-6052）、寺前（Ⅱ-6618）、中村（Ⅰ-1426）、石船1（Ⅱ-6171）、石船2（Ⅱ-6172）、石船3（Ⅱ-6173）、石船4（Ⅱ-6174）、石船5（Ⅱ-6175）、石船7（Ⅱ-6177）、石船8（Ⅱ-6178）、石船9（Ⅱ-6179）、石船10（Ⅱ-6180）、石船12（Ⅱ-6192）、石船中村1（Ⅱ-6194）、真砂（Ⅰ-1442）、石船101（Ⅰ-60726）、石船102（Ⅱ-60727）、石船103（Ⅱ-60728）、石船104（Ⅱ-60729）、石船105（Ⅱ-60730）、石船106（Ⅱ-60731）、石船107（Ⅱ-60732）、石船108（Ⅱ-60733）、真砂101（Ⅱ-60734）、真砂102（Ⅱ-60735）、真砂103（Ⅱ-60736）、真砂104（Ⅰ-60737）、真砂105（Ⅱ-60738）、真砂106（Ⅱ-60739）、真砂107（Ⅱ-60740）、本郷2（Ⅰ-1126）、山道地（Ⅰ-1147）、中原（Ⅰ-1151）、大垣内（Ⅰ-1152）、小藪（Ⅰ-1153）、宮代小竹畑（Ⅰ-4033）、大垣内（Ⅰ-4036）、宮代柿原（Ⅱ-4560）、宮代本郷1（Ⅱ-4606）、宮代本郷2（Ⅱ-4609）、宮代本郷3（Ⅱ-4611）、宮代西明1（Ⅱ-4615）、宮代西明2（Ⅱ-4625）、宮代中垣内1（Ⅱ-4633）、宮代小原1（Ⅱ-4635）、宮代細原1（Ⅱ-4636）、宮代中垣内2（Ⅱ-4637）、宮代小原2（Ⅱ-4638）、宮代上小藪1（Ⅱ-4639）、宮代細原2（Ⅱ-4640）、小原7（Ⅱ-4645）、宮代小原3（Ⅱ-4647）、宮代中垣内3（Ⅱ-4648）、宮代沢1（Ⅱ-4651）、宮代滝頭1（Ⅱ-4654）、宮代滝頭2（Ⅱ-4655）、大垣内1（Ⅱ-4657）、殿原小森3（Ⅲ-2659）、宮代中垣内（Ⅲ-2660）、宮代沢（Ⅲ-2661）

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1046号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東神野川右支溪(5-388-2-026)、東神野川右支溪(5-388-2-027)、古垣内(I-1294)、船越(I-1295)、東神野川4(I-4063)、東神野川1(II-4759)、東神野川(II-4770)、東神野川5(II-4773)、東神野川(II-4774)、東神野川8(II-4779)、東神野川9(II-4784)、東神野川10(II-4787)、楷(II-4792)、東神野川11(II-4809)、後通り(II-4817)、島之瀬1(II-4845)、島之瀬3(II-4857)、島之瀬6(II-4878)、東神野川13(III-2692)、東神野川(101)(II-50456)、東神野川(102)(II-50457)、東神野川(103)(II-50458)、東神野川(104)(II-50459)、東神野川(106)(II-50461)、東神野川(107)(II-50462)、東神野川(108)(II-50463)、東神野川(109)(II-50464)、東神野川(110)(II-50465)、東神野川(111)(II-50466)、猪之山(I-1324)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

東神野川(105)(II-50460)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1047号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

向畑谷(7-407-1-013-1)、向畑谷(7-407-1-013-2)、隠居谷(7-407-1-014)、江田001(7-407-1-015-1)、江田003(7-407-1-015-2)、江田川左支溪(7-407-2-018)、江田002(7-407-2-019)、江田南畑(I-1712)、江田・江田加多井(I-1713)、江田(2)(I-1714)、江田(3)・江田加多井(I-4524)、江田(4)・江田宮田(I-4599)、江田(201)(II-7299)、江田(202)(II-7300)、江田(203)・江田加多井(II-7570)、江田(301)(III-4202)、江田(101)(II-70219)、江田(102)(II-70220)、江田(103)(II-70221)、江田(104)(II-70222)、江田(105)(II-70223)、江田(106)(I-70224)、江田(107)(II-70225)、江田(108)(II-70226)、江田(109)(II-70227)、江田(110)(II-70228)、江田(111)(II-70229)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)